

平成25年6月17日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第4号

第2回定例会

平成25年6月17日(月曜日)

午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第57号 平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 2 議案説明
- 〃 3 議第49号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 〃 4 議第50号 寒河江市水防協議会条例等の一部改正について
- 〃 5 議第51号 寒河江市男女共同参画審議会条例の制定について
- 〃 6 議第52号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 7 議第53号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- 〃 8 議第54号 寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例の制定について
- 〃 9 議第55号 寒河江市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 〃 10 議第56号 市道路線の認定について
- 〃 11 議第57号 平成25年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 12 請願第2号 TPP(環太平洋連携協定)参加に反対する意見書の提出に関する請願
- 〃 13 質疑
- 〃 14 予算特別委員会設置
- 〃 15 委員会付託
- 休憩
- 再開
- 日程第16 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本定例会の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 本会議の会議運営について去る6月14日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議第57号であります。追加議案の取り扱いについては日程第1、議第57号を上程した後、日程第2で市長の議案説明を受け、その後日程第3、議第49号から日程第12、請願第2号まで追加議案を含めた10案件を一括上程した後、日程第13で質疑を行います。その後、日程第14で予算特別委員会設置、日程第15で委員会付託と進めてまいります。

日程の変更の詳細につきましては、お手元に配付しております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本定例会の会議は議会運営委員長報告のとおり変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第1、議第57号を議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

まず初めに、一昨日15日、ギレスン市との姉妹提携25周年記念式典には議員各位には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。盛会裏のうちに終了できましたこと、御礼申し上げたいと思います。訪問団、2泊3日の日程できのう寒河江を去りましたけれども、議員団の皆様からは寒河江市議会議員の皆様によろしくということでありましたので、この場をおかりして御報告申し上げる次第であります。

さて、議第57号寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

本日追加提案いたしました補正予算は、中央公営企業法第33条並びに寒河江市立病院事業の設置等に関する条例第5条の規定に基づき、重要な資産として医療機器のMRI装置一式及び地域連携医療画像システム一式の取得を追加するものでございます。

よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。以上であります。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第3、議第49号から日程第12、請願第2号までの10案件を一括議題といたします。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第13、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

議第49号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第50号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第51号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第53号に対する質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 53号についてでありますけれども、屋内多目的運動場についての使用料なんですが、使用料の算出に当たって何を基準にして算出されたかお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今回の屋内運動場の使用料に関しましてはほかの体育施設を参考にさせていただいたこともありますが、年間の維持管理経費と使用割合、毎日100%というわけではありませんので、それが43.3%くらいの使用割合でございましたので、それをもとに積算して、結果1,305円程度の金額が1時間当たり出てまいったわけで、1,300円という形で設定させていただいたところでございます。よろしいでしょうか。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 算定基準については今参考にされた部分などもありましたので、これでわかりました。

さまざまな類似する施設でもこれまでこういった設定がなされているということはこれで十分理解しておりますが、大きく分けて入場料を徴収しないと、入場料を徴収するときということで大きく分かれております。一般的に何かの会場として使用するというときのためにこういうふうで大別されていると思うんですけれども、これまでの類似施設の運用状況を見ますと、使用したいという申請があったときに申請が出された段階でその書類をもって営利を目的とするのかどうか、営利を目的にしないのかどうかというのは申請書類をもって判断されて、料金が設定されてあった。料金設定というよりも料金の徴収をしておったというように思います。

その書類で例えば営利を目的としない場合、営利を目的とする場合、この判断を申請の段階でこ

れまでのように主要申請書の書類の審査の段階でこれを分けられる、こういう考えでよろしいんですか。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 基本的には大きくイベント等の入場料とかと大会の参加料と、そういったほうに分けられると思いますが、今議員がおっしゃられたとおりこちらで判断する第1段階としては書類によって判断させていただくことになるかと思います。以上です。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今の答弁ですと、第1段階という表現がありましたので、それで理解できるんですが、例えば当初の予定では入場料をまず1人1,000円ずつ徴収するというので、ところが運営経費が1,000円の入場料で100人入った場合とその100人入った場合ですと1,000円だと10万円になるわけですね。運営経費が仮に20万円かかるあるいは15万円かかるという場合ですと、これは全く入場料だけでは賄えなくなりますよね。そうした場合には当然営利を目的としたものではないと書類の段階では判断されると思うんですが、例えば結果的に100人予定しておったのが200人入った。ところが、運営経費が200人入って20万円の収入があった。運営経費が15万円だったとなった場合にそこで5万円の収益が出てくるわけですね、利益が出てくる。そうした場合にはその結果に基づいて営利を目的とした、するという方向で追加徴収とかそういったものがなされると理解してよろしいんでしょうか。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 おっしゃるとおりでございますが、大変この場で申しあげるのは恐縮ですがなかなかイベントをやっている最中に私どもでカウントするわけにいかないということもございますので、明らかに誤差がありまして収益に入っているのではないかと思われるような場合には、イベント主催者と話し合いなりさせていただいて収支決算の書類なども見せていただくような対応をとらせていただきたいと思いますとは考えております。以上です。

○鴨田俊廣議長 ほかにありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 53号は寒河江市体育施設に関する条例の一部を改正する条例でありますけれども、今回のものは、屋内多目的運動場設置に伴って条例の一部改正となっておりますけれども、直接その寒河江市屋内多目的運動場とは関係ありませんけれども、体育施設の条例に関する部分で西部地区多目的運動広場の見直しの検討状況、これ現場からもあるいは地域からも上がっているのではないかと思います。今6月定例会に屋内多目的運動場設置に伴ってこの条例の改正があるわけですが、既に現場から上がっている西部地区の多目的運動広場についてそういう現場からの要望などと市教委の中での検討状況もあわせてお知らせできるようにしたら、教えていただきたいんですが。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 ただいま川越議員からございました御質問についてでございますが、西部地区屋内多目的運動広場の使用料等についての御質問かと思いますが、それにつきましても現在うちで検討はしているところでございますが、屋内多目的運動広場について用途変更の希望が今出されておりました、その辺とかみ合わせながら最終的に結論を出していきたいと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今課長から答弁ありましたように、用途変更の関係もあるわけですね。したがって、これらの関係も検討中ということでもありますけれども、これは大分前から現場から要望が出ているわけです。したがって、いつころまでに結論というか結果が出て条例改正という手続になるのか、わかるようでしたら教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 いつころまでと言われますと、ちょっと厳しい状況もございますが、なるべく早急に対応して、一つの目標としては年度内を目標にしていきたいと考えているところです。

○鴨田俊廣議長 議第54号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第55号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第56号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 議第56号、これは市道の認定で横道1号線を今回認定したいという提案でありますけれども、今回の路線については地元要望との関係、地元からの要望の有無を教えていただきたいと思います。

そして、また市道の認定の関係については、従来6月議会ですずっと出してきたというものが常でありました。それぞれ地域から市道の認定をしてほしいとか、改良を含めてなんですけれども、いろいろ地元から要望が出ているのではないかと思います。今回はそういう地元からの要望の関係の有無などという、この路線でなくそれ以外の路線で市道の認定という部分などがあるのかなのか。今回提案になっていないわけでもありますけれども、そうした場合の理由などもあわせて教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 今回市道認定の箇所以外の市道の要望についてということでございますけれども、今回はこの件以外についての地元からの要望等はない状況でございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 それから、今回の横道1号線というのは行政で判断して提案するのか地元からの要望もありなのかということがまず先ほどの質問の1つ目でした。そして、2つ目はそれ以外ということで、それ以外はないということがわかりましたけれども、横道1号線についての地元からの要望もあったのかそれとも行政の中で判断して市道に認定すべきだということなのか、教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 今回の路線につきましては地元からの要望ということではございません。地元からの要望はない状況です。今回の市道の認定につきましては、寒河江市の市道の認定基準に関する要綱ということの中で開発行為で生み出した道路ということで認定するものでございます。以上です。

○鴨田俊廣議長 議第57号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長 日程第14、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第49号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第49号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第15、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付してあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務文教常任委員会	議第50号、議第51号、 議第52号、議第53号、 議第55号
厚生常任委員会	議第54号、議第57号
建設経済常任委員会	議第56号、請願第2号
予算特別委員会	議第49号

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時30分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

○鴨田俊廣議長 日程第16、寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであり

ます。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。
予算特別委員長國井輝明議員、予算特別副委員長遠藤智与子議員。以上であります。

散 会 午前10時31分

○鴨田俊廣議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

